森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令の一部を改正する省令

森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令（平成二十九年総務省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（組織変更の認可の申請）	（組織変更の認可の申請）
第二条　法第百条の二十二第一項の認可を申請しようとする生産森林組合は、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、これを当該生産森林組合の地区の区域を包括する都道府県の知事に提出しなければならない。	**第二条**　法第百条の二十二第一項の認可を申請しようとする生産森林組合は、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、これを当該生産森林組合の地区の区域を包括する都道府県の知事に提出しなければならない。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　組織変更後認可地縁団体の構成員となるべき者の名簿	六　組織変更後認可地縁団体の構成員となるべきものの名簿
（削る。）	七　申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している場合にあっては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している場合にあっては保有予定資産目録
七～九　（略）	八～十　（略）
2　前項の認可申請書の様式は、別記のとおりとする。	2　前項の認可申請書並びに同項第七号の保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。